

建築物用地下水の採取の規制に関する法律

(昭和 37 年法律第 100 号)(令和 4 年法律第 68 号による改正)(令和 7 年 6 月 1 日施行)

e-Gov (法): https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=337AC0000000100_20250601_504AC0000000068

e-Gov (施行令): https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=337C00000000335_20150801_0000000000000000(平成 27 年 8 月 1 日(基準日)現在のデータ)

e-Gov (施行規則): https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=337M50004000022_20201228_502M60001000031(令和 2 年環境省令第 31 号による改正)

環境省 HP (建築物用地下水の採取の規制に関する法律の施行について): <https://www.env.go.jp/hourei/09/000004.html>

環境省 HP (建築物用地下水の採取の規制に関する法律の規制緩和について): <https://www.env.go.jp/press/107137.html>

「印刷産業における環境関連法規集(2022 年度版)」p74。

この法律は、指定地域内に井戸を設置する際に適用を受ける法律です。指定地域があるのは大阪府、東京都、埼玉県、千葉県であり、冷暖房用設備、水洗便所、洗車設備等に供する場合に許可が必要になります。指定地域は、「印刷産業における環境関連法規集(2022 年度版)」p 巻-7 巻末資料 10「指定地域(ビル用水法)」を参照してください。また、国立環境研究所 HP でも確認ができます(https://tenbou.nies.go.jp/gis/regulation/?map_mode=regulation&disp_type=water_kisei_tikasui)。

条項	条文	種類
第 1 条	(目的) この法律は、特定の地域内において建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	目的
第 4 条第 1 項	(建築物用地下水の採取の許可) 前条第 1 項の規定により政令 ^{解釈上の注釈 1} で 指定された地域 (以下「指定地域」という。)内の揚水設備により 建築物用地下水 ^{解釈上の注釈 2} を採取しようとする者は、揚水設備ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、環境省令 ^{解釈上の注釈 3} で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にあつては、指定都市の長。以下第 15 条を除き同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた揚水設備のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとする者も、同様とする。 (解釈上の注釈 1) 施行令第 2 条。施行令別記の地域。「印刷産業における環境関連法規集(2022 年度版)」p 巻-7 巻末資料 10「指定地域(ビル用水法)」参照。 (解釈上の注釈 2) 「建築物用地下水」は法第 2 条第 1 項で「冷房設備、水洗便所その他政令で定める設備の用に供する地下水」と定義。政令(施行令第 1 条)では、暖房設備、自動車車庫に設けられた洗車設備、浴室床面積合計が 150m ² 超の公衆浴場を規定。 (解釈上の注釈 3) 施行規則第 1 条。施行規則別記様式第 1 に、揚水設備の構造図、設置場所図面、水洗便所用の場合は他の水源代替が著しく困難な説明書類を添付と規定。	義務 (1 年以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金)